

静岡市情報公開条例

平成15年4月1日

条例第4号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 公文書の公開（第5条—第16条）
- 第3章 救済の手續及び機関（第17条—第27条）
- 第4章 適用除外（第28条・第29条）
- 第5章 情報公開の総合的な推進（第30条・第31条）
- 第6章 雑則（第32条—第35条）
- 第7章 罰則（第36条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、公文書の公開に関し必要な事項を定め、もって本市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにすることにより、市政への市民参加の推進と公正で開かれた市政の発展に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会並びに本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（本市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、市民の公文書の公開を求める権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けた者は、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の公開

(公開請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、その保有する公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の手続)

第6条 前条の規定による公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 公開請求をする者の氏名及び住所又は居所（法人その他の団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をした者（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより又は慣行として

公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

エ 実施機関が、食糧費、交際費等の予算を用いて行う飲食を伴う懇談等に係る情報

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(4) 本市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 本市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれそ

の他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉、渉外又は争訟に係る事務に関し、本市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 本市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(6) 法令等の定めるところにより、又は実施機関が法律上従う義務を負う国の機関の指示等により、公にすることができないと認められる情報

(部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る公文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号に規定する情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（第7条第6号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨並びに公開する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(理由の記載等)

第12条 実施機関は、前条各項の決定（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）をしたときは、当該決定をした根拠規定及び当該規定を適用した理由を同条各項の書面に記載しなければならない。

2 前項の場合において、実施機関は、当該決定の日から起算して1年以内に当該公文書の全部又は一部を公開することができるようになることが明らかであるときは、その旨を通知するものとする。

(公開決定等の期限)

第13条 第11条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第14条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して45日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第15条 公開請求に係る公文書に本市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外の者（以下この条、第18条及び第19条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他市規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の決定（以下「公開決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他市規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であつて、当該情報が第7条第1号イ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（第18条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公文書の公開の実施方法)

第16条 公文書の公開は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を考慮して市規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

第3章 救済の手續及び機関

(審理員による審理手續に関する規定の適用除外)

第17条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第18条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに第20条の規定により設置される静岡市情報公開審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとなるとき。ただし、当該公文書の公開について反対意見書が提出されているときを除く。

2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）
- (2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第19条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（静岡市情報公開審査会）

第20条 第18条第1項の諮問に応じ調査審議するため、静岡市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、委員5人以内をもって組織する。
- 3 委員は、公文書の公開に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（審査会の調査権限）

第21条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公

文書の公開を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に規定するもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第22条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

（意見書等の提出）

第23条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の写しの送付等）

第24条 審査会は、第21条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものにあつては、これに記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（前項の電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続等の非公開)

第25条 第18条第1項の諮問に応じ審査会の行う調査審議に係る手続及び公文書は、公開しない。

(答申書の送付等)

第26条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(市規則への委任)

第27条 この章に規定するもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

第4章 適用除外

(他の閲覧制度との関係)

第28条 この条例の規定は、法令等に公文書の閲覧若しくは縦覧又は公文書の謄本、抄本その他の写しの交付手続が定められている場合については、適用しない。

(適用除外の公文書)

第29条 この条例の規定は、市立図書館その他の市の機関が市民の利用に供することを目的として管理している公文書については、適用しない。

第5章 情報公開の総合的な推進

(情報公開の総合的な推進)

第30条 実施機関は、第2章に規定する公文書の公開のほか情報公開の総合的な推進を図るため、その保有する情報が適時に、かつ、理解しやすい方法で市民に明らかにされるよう、実施機関の保有する情報の提供施策の充実に努めるものとする。

(出資法人の情報公開)

第31条 本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人で市規則で定めるもの(以下「出資法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人に対し、前項の必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

第6章 雑則

(費用負担)

第32条 この条例の規定による公文書の公開に係る手数料は、静岡市手数料条例(平成15年静岡市条例第103号)の規定にかかわらず、無料とする。

2 この条例の規定による公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要する費用の範囲内で市規則で定める額を負担しなければならない。

3 この条例の規定による公文書（電磁的記録に限る。）の公開を受ける者は、当該公文書の複写、複製等に要する費用の範囲内で市規則で定める額を負担しなければならない。

（検索資料の作成等）

第33条 実施機関は、公文書を検索するために必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

（運用状況の公表）

第34条 市長は、毎年1回各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

（委任）

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第7章 罰則

第36条 第20条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2章及び第3章の規定は、次の各号に掲げる合併前の静岡市の実施機関の区分に応じ、当該各号に定める日以前に作成し、又は取得した公文書については、適用しない。

（1）議会 平成10年3月31日

（2）議会以外の実施機関 平成8年3月31日

3 第2章及び第3章の規定は、次の各号に掲げる合併前の清水市の実施機関の区分に応じ、当該各号に定める公文書については適用しない。

（1）議会 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に作成し、又は取得した公文書。ただし、平成11年4月1日から施行日の前日までの間に作成し、又は取得した公文書で、合併前の清水市公文書の開示に関する条例（平成7年清水市条例第33号。以下「合併前の清水市条例」という。）第2条第2号に規定するものは、除く。

（2）議会以外の実施機関 施行日の前日までの間に作成し、又は取得した公文書。ただし、平成8年4月1日から施行日の前日までの間に作成し、又は取得した公文書で、合併前の

清水市条例第2条第2号に規定するものは、除く。

- 4 前2項の規定にかかわらず、第7条第1号ウ及びエの規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日以前に作成し、又は取得した公文書については、適用しない。
 - (1) 合併前の静岡市の実施機関 平成13年3月31日
 - (2) 合併前の清水市の実施機関 施行日の前日
- 5 合併前の静岡市情報公開条例（平成13年静岡市条例第5号。以下「合併前の静岡市条例」という。）附則第8項でなお効力を有することとされた静岡市情報公開条例（平成7年静岡市条例55号）第10条第6号に規定する合議制機関等の会議又は合併前の清水市条例第9条第5号に規定する合議制機関等の会議（施行日の前日までに開催されたものに限る。）に係る会議録、審査資料等の情報であって、当該合議制機関等の議事運営規程又は議決によりその全部又は一部について公開しない旨を定めているものが記録されている公文書については、なお合併前の静岡市条例又は合併前の清水市条例の例による。
- 6 実施機関は、附則第2項及び第3項の規定により、第2章及び第3章の規定を適用しない公文書について公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。
- 7 施行日の前日までに、合併前の静岡市条例又は合併前の清水市条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（蒲原町の編入に伴う経過措置）
- 8 第2章及び第3章の規定は、編入前の蒲原町の職員が昭和57年3月31日以前に職務上作成し、又は取得した公文書については、適用しない。
- 9 実施機関は、前項の規定により、第2章及び第3章の規定を適用しない公文書について公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。
- 10 蒲原町の編入の日の前日までに、編入前の蒲原町情報公開条例（昭和57年蒲原町条例第13号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（由比町の編入に伴う経過措置）
- 11 第2章及び第3章の規定は、編入前の由比町の職員が平成7年3月31日以前に職務上作成し、又は取得した公文書については、適用しない。
- 12 実施機関は、前項の規定により第2章及び第3章の規定を適用しない公文書について公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。
- 13 由比町の編入の日の前日までに、編入前の由比町情報公開条例（平成7年由比町条例第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた

ものとみなす。

(地方独立行政法人の成立に伴う経過措置)

14 本市が設立する地方独立行政法人の成立の前日に実施機関に対してされた公開請求その他の行為のうち、当該実施機関から当該地方独立行政法人に承継される公文書に係るものは、当該地方独立行政法人の成立の日以後は、当該地方独立行政法人に対してされた公開請求その他の行為とみなす。

15 本市が設立する地方独立行政法人の成立の前日に実施機関が行った公開決定等、審査会への諮問その他の行為のうち、当該実施機関から当該地方独立行政法人に承継される公文書に係るものは、当該地方独立行政法人の成立の日以後は、当該地方独立行政法人が行った公開決定等、審査会への諮問その他の行為とみなす。

附 則 (平成16年3月25日条例第9号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月22日条例第88号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月14日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正前の静岡市情報公開条例の規定により公平委員会がした処分、手続その他の行為で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、前項本文の規定によるこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後においては、同条の規定による改正後の静岡市情報公開条例の規定により人事委員会がした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成17年3月15日条例第10号)

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。(平成17年規則第164号で、規則で定める日を平成17年12月1日とした。)

附 則 (平成17年12月15日条例第191号)

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

附 則 (平成19年7月5日条例第58号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年10月3日条例第80号)

この条例は、平成20年11月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月8日条例第36号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月2日条例第72号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月18日条例第27号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（適用）

2 この条例による改正後の静岡市情報公開条例第18条第1項の規定は、審査請求であって、この条例の施行の日以後にされた公開請求に係る実施機関の不作為に係るものについて適用する。

（経過措置）

3 公開決定等についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた公開決定等に係るものについては、なお従前の例による。